

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達手続に係る総合評価一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6、岡山市水道局契約規程（平成2年市水道局管理規程第13号。以下「契約規程」という。）第5条及び岡山市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成21年市水道局管理規程第18号）第6条の規定により公告する。

令和6年7月10日

岡山市水道事業管理者 栗原 諭

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 工事名

三野浄水場浄水池ほか築造工事

### (2) 工事場所

岡山市北区三野一丁目2番1号

### (3) 工期

令和12年3月29日まで

### (4) 支払条件

別紙入札説明書等のとおり

### (5) 工事概要

浄水池築造工／RC造（有効容量 13,000 m<sup>3</sup>）合棟／1式  
送配水ポンプ棟建築工／RC造（延床面積 1,182.45 m<sup>2</sup>）／1式  
紫外線処理棟建築工／RC造（延床面積 63.09 m<sup>2</sup>）／1式  
管布設工／導水管，連絡管，送水管，配水管，排水管／1式  
天日乾燥床築造工／RC造（700 m<sup>2</sup>），送泥管，排水管／1式  
場内整備工／付帯設備／1式  
構内給排水管布設工／仮設給水管，排水管／1式

### (6) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5以上の額  
（詳細は別紙入札説明書のとおり）

### (7) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上の額  
（詳細は別紙入札説明書のとおり）

### (8) 契約不適合責任期間

2年

### (9) その他

- ①本入札は、技術力及び価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式（令第167条の10の2の規定により落札者を決定する入札）で行う。
- ②本入札において、入札説明書7（3）に定める確認対象者（以下「確認対象者」という。）となった者が入札説明書17（2），（3），（4），（5），（6）又は（7）に該当する場合は、失格とする。
- ③本入札は、岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱（以下「低入札価格調査実施要綱」という。）に定める低入札価格調査対象案件である。
- ④本入札は、岡山市水道局建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱に定める積算疑義申立手続対象案件である。
- ⑤本工事は特定建設工事共同企業体（甲型JV）（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。
- ⑥本工事の共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）は3社とする。
- ⑦本工事は、建設リサイクル法対象工事である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次に掲げる（１）から（１１）までの資格要件のうち、（８）以外の条件を満たす代表者（第１構成員）と、次に掲げる（１）から（１１）までの資格要件のうち、（７）及び（９）以外の条件を満たす第２構成員及び第３構成員で構成された共同企業体とする。共同企業体の代表者は、公告で定めた開札日時において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における土木一式工事の総合評定値により決定された順位が最上位の者とする。また、各構成員の出資比率は２０％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

- （１）令第１６７条の４及び契約規程第２条第１項に掲げる者でないこと。
- （２）開札日時において、岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和６２年市水道局管理規程第２号。以下「審査等に関する規程」という。）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市水道局特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
- （３）開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。ただし、当該指名停止等の業者が岡山市水道局指名停止基準に基づく指名停止等期間中である場合は、岡山市水道局指名停止期間中でないこと。
- （４）岡山市水道局入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第２条第３号に規定する役員等のうち同条第６号に規定する暴力団関係者に該当する者がいないもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者でないこと。
- （５）審査等に関する規程第２条第１項第４号の規定に該当しないこと。
- （６）開札日時において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における土木一式工事の総合評定値について、各構成員に求める点数は、下記アからウとする。
  - ア 第１構成員 １，５００点以上
  - イ 第２構成員 １，０６０点以上
  - ウ 第３構成員 ９２０点以上
- （７）第１構成員は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づき、土木工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可を受けていること。
- （８）第２構成員及び第３構成員は、建設業法第３条第１項の規定に基づき、土木工事業について、特定建設業の許可を受けていること。
- （９）第１構成員は、平成２１年４月１日以降に、処理能力 60,000m<sup>3</sup>/日以上の上水道事業の浄水場において、RC造の浄水施設の新設、増設又は改造工事を元請で契約し、完成・引渡し完了した実績を有すること。（ただし、（一財）日本建設情報総合センターの竣工時の登録内容確認書（竣工時工事カルテ受領書及び竣工登録工事カルテ受領書は認めない。）で確認できるものに限る。）

※上水道事業とは、水道用水供給事業は含むが、専用水道は含まない。

※浄水施設とは、浄水池、薬品沈でん池、急速ろ過池、オゾン接触池、活性炭吸着池のうち、いずれかの施設であること。
- （１０）各構成員は、建設業法における土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、講習を修了している者を専任で配置することとし、建設業法第２６条第３項の規定による監理技術者の行うべき職務を補佐する者の配置は認めない。
- （１１）その他
  - ①この入札において、構成員は同時に２つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
  - ②共同企業体の存続期間は、当該共同企業体に係る特定建設工事共同企業体協定締結の日からこの入札に係る工事の請負契約の履行後、３か月を経過した日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
  - ③共同企業体の構成員が入札説明書４（６）及び（７）に定める書類を提出した後に指名停止等となり、入札参加資格を喪失した場合は、入札書受付期限の３日前まで（岡山市の休日を定める条例（令和元年市条例第４４号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に限り、資格要件を満たす構成員を補充したうえで、新たに共同企業体を結成し、入札に参

加できるものとする。その場合、入札書受付期限の3日前まで（休日を除く。）に、参加資格を喪失した共同企業体の入札参加辞退届を、持参により岡山市水道局総務部管財課契約係へ提出すること。

### 3 特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手続

上記2（2）に基づき、有資格者名簿又は特定調達名簿に登録がない者が、岡山市水道局特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

#### （1）申請期間

公告日から令和6年8月19日（月）まで

※休日を除く。

#### （2）提出先・問合せ先

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号（本局2階）

岡山市水道局総務部管財課契約係

電話：086-234-5917（直通）

#### （3）提出方法

原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）

#### （4）申請書類の入手方法

インターネット上の岡山市水道局（以下「局」という。）ホームページ中の、当該入札公告に添付している書類等を併せてダウンロードし、取得すること。

局ホームページ：URL <https://www.water.okayama.jp/jigyosha/keiyaku>

### 4 入札等の手続に関する事項

#### （1）契約条項等を示す場所

岡山市水道局総務部管財課契約係及び局ホームページ

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号

局ホームページ：URL <https://www.water.okayama.jp/jigyosha/keiyaku>

#### （2）入札説明書及び設計図書等の交付期間及び方法

公告日から開札日まで、局ホームページからダウンロードし、取得すること。

#### （3）入札説明会

実施しない。

#### （4）設計図書等質問の受付期間及び方法

公告日から令和6年7月31日（水）午後4時まで、岡山市水道局総務部管財課契約係まで電子メールの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

※メール本文又は添付ファイルに質問者氏名、連絡先電話番号を明記すること。なお、送信には使用する電子計算機等の性能、通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問すること。

※提出後は電話で到達の確認を行うこと。

〈質問提出先〉

岡山市水道局総務部管財課契約係

Eメール：[keiyaku@water.okayama.okayama.jp](mailto:keiyaku@water.okayama.okayama.jp)

TEL：086-234-5917（直通）

#### （5）設計図書等質問回答の掲載期間及び方法

令和6年8月7日（水）午後4時から開札日まで、局ホームページに掲載する。

#### （6）技術資料及び添付書類の提出期限及び方法（詳細は別紙入札説明書等のとおり）

##### ①受付期限

令和6年8月29日（木）まで（岡山大学町郵便局に必着）

##### ②提出方法

岡山大学町郵便局留 岡山市水道局宛て、一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。

宛先 〒700-0906 岡山大学町郵便局留 岡山市水道局 宛

(7) 入札書及び入札価格内訳書の提出期限及び方法（詳細は別紙入札説明書等のとおり）

①受付期限

令和6年8月29日（木）まで（岡山大学町郵便局に必着）

②提出方法

岡山大学町郵便局留 岡山市水道局宛て、一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。

宛先 〒700-0906 岡山大学町郵便局留 岡山市水道局 宛

(8) 開札日時及び場所

①開札日時

令和6年9月2日（月）午前10時

②開札場所

岡山市北区鹿田町二丁目1番1号 岡山市水道局2階入札室

※開札は、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行するものとする。

この場合において、立会希望者が多数の時は先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは入札に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。

5 参加資格の確認に関する事項（詳細は別紙入札説明書等のとおり）

(1) 参加資格確認申請書類

岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱第12条第2項により参加資格の有無の確認を行う対象者となった者は、特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等提出方法

受付場所へ持参すること。

※受付は窓口受付のみとする。なお、窓口では申請書等の内容確認は一切行わない。

(3) 申請書等受付期限

確認対象者となった日の3日後の午後5時15分まで（休日を除く。）

※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、提出はできる限り確認対象者となった日の2日後までに行うこと。なお、受付期限以降の申請書等の訂正及び差替え等は認めない。また、低入札価格調査の対象者が提出する書類の確認は、受付期限以降に行う。

(4) 申請書等受付場所

岡山市北区鹿田町二丁目1番1号 岡山市水道局総務部管財課契約係（本局2階）

6 落札者の決定に関する事項（詳細は別紙入札説明書等のとおり）

上記5の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該入札において、低入札価格調査実施要綱に規定する低入札価格調査を実施する場合においては、資格確認者を低入札価格調査実施要綱第7条の2第1項に規定する最低価格入札者とみなし、落札者の決定については、低入札価格調査実施要綱に規定するところによるものとする。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効について

別紙入札説明書等のとおり

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。また、日本語以外の言語での記述を有する書面については、原本の他に、当該部分に関する日本語訳を作成し、添付すること。
- (3) その他詳細は入札説明書等による。
- (4) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等  
岡山市水道局総務部管財課契約係  
〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号  
電話：086-234-5917（直通）

#### 10 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Construction Works of the Water purification pond and others for the Mino Water purification plant
- (2) Time-limit to Technical Data by registered mail: August 29, 2024 (Thu.)
- (3) Time-limit to Submission of tenders by registered mail: August 29, 2024 (Thu.)
- (4) Date and time of tender: 10:00 AM, September 2, 2024 (Mon.)
- (5) Contact point for the notice: Contract Section, Property Management Division, Waterworks Bureau, City of Okayama, 2-1-1 Shikata-cho, Kita-ku, Okayama-City 700-0914 Japan  
Tel: 086-234-5917

# 入札説明書

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 工事名

三野浄水場浄水池ほか築造工事

### (2) 工事場所

岡山市北区三野一丁目2番1号

### (3) 工期

令和12年3月29日まで

### (4) 支払条件

令和6年度 ①前金払 有り ②中間前金払 有り ③部分払 無し

令和7年度 ①前金払 有り ②中間前金払 有り ③部分払 1回

令和8年度 ①前金払 有り ②中間前金払 有り ③部分払 1回

令和9年度 ①前金払 有り ②中間前金払 有り ③部分払 1回

令和10年度 ①前金払 有り ②中間前金払 有り ③部分払 1回

令和11年度 ①前金払 有り ②中間前金払 有り ③部分払 無し

※②及び③については契約時にどちらかを選択すること。

### (5) 工事概要

浄水池築造工/RC造(有効容量13,000m<sup>3</sup>)合棟/1式

送配水ポンプ棟建築工/RC造(延床面積1,182.45m<sup>2</sup>)/1式

紫外線処理棟建築工/RC造(延床面積63.09m<sup>2</sup>)/1式

管布設工/導水管,連絡管,送水管,配水管,排水管/1式

天日乾燥床築造工/RC造(700m<sup>2</sup>),送泥管,排水管/1式

場内整備工/付帯設備/1式

構内給排水管布設工/仮設給水管,排水管/1式

### (6) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5以上の額  
(詳細は16(1)のとおり)

### (7) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上の額  
(詳細は16(2)のとおり)

### (8) その他

①本入札は、技術力及び価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定により落札者を決定する入札)で行う。

②本入札において、入札説明書7(3)に定める確認対象者(以下「確認対象者」という。)となった者が入札説明書17(2),(3),(4),(5),(6)又は(7)に該当する場合は、失格とする。

③本入札は、岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱(以下「低入札価格調査実施要綱」という。)に定める低入札価格調査対象案件である。

④本入札は、岡山市水道局建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱(以下「積算疑義申立要綱」という。)に定める積算疑義申立手続対象案件である。

⑤本工事は特定建設工事共同企業体(甲型JV)(以下「共同企業体」という。)による共同施工方式とする。

⑥本工事の共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）は3社とする。

⑦本工事は、建設リサイクル法対象工事である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次に掲げる（1）から（11）までの資格要件のうち、（8）以外の条件を満たす代表者（第1構成員）と、次に掲げる（1）から（11）までの資格要件のうち、（7）及び（9）以外の条件を満たす第2構成員及び第3構成員で構成された共同企業体とする。共同企業体の代表者は、公告で定めた開札日時において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における土木一式工事の総合評定値により決定された順位が最上位の者とする。また、各構成員の出資比率は20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

（1）令第167条の4及び契約規程第2条第1項に掲げる者でないこと。

（2）開札日時において、岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和62年市水道局管理規程第2号。以下「審査等に関する規程」という。）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市水道局特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。

（3）開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。ただし、当該指名停止等の業者が岡山市水道局指名停止基準に基づく指名停止等期間中である場合は、岡山市水道局指名停止期間中でないこと。

（4）岡山市水道局入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第2条第3号に規定する役員等のうち同条第6号に規定する暴力団関係者に該当する者がいないもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者でないこと。

（5）審査等に関する規程第2条第1項第4号の規定に該当しないこと。

（6）開札日時において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における土木一式工事の総合評定値について、各構成員に求める点数は、下記アからウとする。

ア 第1構成員 1,500点以上

イ 第2構成員 1,060点以上

ウ 第3構成員 920点以上

（7）第1構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、土木工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可を受けていること。

（8）第2構成員及び第3構成員は、建設業法第3条第1項の規定に基づき、土木工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

（9）第1構成員は、平成21年4月1日以降に、処理能力60,000m<sup>3</sup>/日以上の上水道事業の浄水場において、RC造の浄水施設の新設、増設又は改造工事を元請で契約し、完成・引渡し完了した実績を有すること。

※上水道事業とは、水道用水供給事業は含むが、専用水道は含まない。

※浄水施設とは、浄水池、薬品沈でん池、急速ろ過池、オゾン接触池、活性炭吸着池のうち、いずれかの施設であること。

（10）各構成員は、建設業法における土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、講習を修了している者を専任で配置することとし、建設業法第26条第3項の規定による監理技術者の行うべき職務を補佐する者の配置は認めない。

（11）その他

①この入札において、構成員は同時に2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

②共同企業体の存続期間は、当該共同企業体に係る特定建設工事共同企業体協定締結の日からこの入札に係る工事の請負契約の履行後、3か月を経過した日までとする。ただし、落札者以外の者にとっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

③共同企業体の構成員が4（6）及び（7）に定める書類を提出した後に指名停止等となり、入札参加資格を喪失した場合は、入札書受付期限の3日前まで（岡山市の休日を定める条例（令和元年市条例第44号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に限り、資格要件を満たす構成員を補充したうえで、新たに共同企業体を結成し、入札に参加できるものとする。その場合、入札書受付期限の3日前まで（休日を除く。）に、参加資格を喪失した共同企業体の入札参加辞退届を、持参により岡山市水道局総務部管財課契約係へ提出すること。

### 3 特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手続

上記2（2）に基づき、有資格者名簿又は特定調達名簿に登録がない者が、岡山市水道局特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

#### （1）申請期間

申請期間：公告日から令和6年8月19日（月）まで

※休日を除く。

#### （2）申請場所・問合せ先

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号（本局2階）

岡山市水道局総務部管財課契約係

電話：086-234-5917（直通）

#### （3）提出方法

原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）

#### （4）申請書類の入手方法

インターネット上の岡山市水道局（以下「局」という。）ホームページ中の、当該入札公告に添付している書類等を併せてダウンロードし、取得すること。

局ホームページ：URL <https://www.water.okayama.jp/jigyosha/keiyaku>

### 4 入札等の手続に関する事項

#### （1）契約条項等を示す場所

岡山市水道局総務部管財課契約係及び局ホームページ

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号

局ホームページ：URL <https://www.water.okayama.jp/jigyosha/keiyaku>

#### （2）入札説明書及び設計図書等の交付期間及び方法

公告日から開札日まで、局ホームページからダウンロードし、取得すること。

#### （3）入札説明会

実施しない。

#### （4）設計図書等質問の受付期間及び方法

公告日から令和6年7月31日（水）午後4時まで、岡山市水道局総務部管財課契約係まで電子メールの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

※メール本文又は添付ファイルに質問者氏名、連絡先電話番号を明記すること。なお、送信には使用する電子計算機等の性能、通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問すること。

※提出後は電話で到達の確認を行うこと。

〈質問提出先〉

岡山市水道局総務部管財課契約係

Eメール：keiyaku@water.okayama.okayama.jp

TEL：086-234-5917（直通）

(5) 設計図書等質問回答の掲載期間及び方法

令和6年8月7日(水)午後4時から開札日まで、局ホームページに掲載する。

(6) 技術資料及び添付書類(以下「技術資料等」という。)などの提出について

①受付期限

令和6年8月29日(木)まで(岡山大学町郵便局に必着)

②技術資料等提出書類

ア 特定建設工事共同企業体協定書

イ 委任状

ウ 技術資料提出書(共同企業体用)(様式第7号)

エ 施工実績調書(技術資料用)(様式第8号)及び添付書類

オ 配置予定技術者調書(技術資料用)(様式第9号)及び添付書類

カ 企業の体制に関する調書(様式第10号)及び添付書類

キ 施工に関する課題に係る技術的所見(その1)(様式第11号)

ク 施工に関する課題に係る技術的所見(その2)(様式第12号)

ケ 施工に関する課題に係る技術的所見(その3)(様式第13号)

コ 品質管理に関する課題に係る技術的所見(様式第14号)

※エ及びオは第1構成員のみ、カは構成員ごとに作成すること。

※提出された資料によってのみ評価するため、提出漏れ等に十分注意すること。

③その他の提出資料

(2)で取得した工事数量総括表に記載されたすべての項目について金額を記入した入札価格詳細内訳書(以下「入札価格詳細内訳書」という。)

※入札価格詳細内訳書の1頁目の余白に商号又は名称を記入すること。

④技術資料等及び入札価格詳細内訳書の提出方法

ア 〒700-0906 岡山大学町郵便局留 岡山市水道局宛て、一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。

イ 封筒は、入札書郵送用指定封筒(以下「指定封筒」という。)以外の封筒を用いることとし、封筒への記載内容については、後記「技術資料等郵送についての注意事項」を参照し、作成すること。

ウ 封筒の表面に「三野浄水場浄水池ほか築造工事技術資料等在中」と記載すること。

エ 封筒の裏面に入札者の所在地及び商号又は名称を明記すること。

⑤技術資料等及び入札価格詳細内訳書の提出に係る注意事項

ア 技術資料等及び入札価格詳細内訳書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

イ 技術資料等及び入札価格詳細内訳書を同封すること。

ウ 提出された技術資料等及び入札価格詳細内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

エ 技術資料等及び入札価格詳細内訳書の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(7) 入札書及び入札価格内訳書の提出について

①受付期限

令和6年8月29日(木)まで(岡山大学町郵便局に必着)

②入札書及び入札価格内訳書の提出方法

ア 〒700-0906 岡山大学町郵便局留 岡山市水道局宛て、一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。

イ 入札書及び入札価格内訳書の郵送については、管財課契約係において交付された**入札書郵送用指定封筒(工事専用封筒：青色)**(以下「指定封筒」という。)を用いること。

ウ 入札書（様式第1号）及び入札価格内訳書（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に入れ、密封して提出すること。

指定封筒の表書き等については、後記「入札書郵送についての注意事項」を参照し、作成すること。

エ 指定封筒の裏面に入札者の所在地及び商号又は名称を明記すること。

オ 指定封筒は岡山市水道局総務部管財課契約係で交付する。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、必要な切手を貼り、送付希望先を記入した封筒を「〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号 岡山市水道局総務部管財課契約係」まで送付すること。

### ③その他

ア 入札回数は1回とする。ただし、入札が不調になったときは、直ちに再公告する場合がある。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書には、くじ番号欄に任意の3桁の数字を記入し、入札価格内訳書を添付すること。

エ 郵送した入札書及び入札価格内訳書（以下「入札書等」という。）は、訂正、引換え又は撤回することはできない。

オ 特に必要があると認める場合を除き、入札書等郵送後の入札辞退は認めない。

## 5 開札方法等に関する事項

### (1) 開札日時

令和6年9月2日（月）午前10時

### (2) 開札場所

〒700-0914

岡山市北区鹿田町二丁目1番1号

岡山市水道局2階入札室

(3) 開札は、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。

(5) 入札開始前に入札参加者（無効札となった者を除く。）がない場合は、入札を中止し、入札開始後に有効な入札書を提出した者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

(6) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類に基づき参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うまでもなく、6（1）から（20）のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

(7) 入札執行者は、（6）により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。

(8) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。

(9) 開札後、積算疑義申立要綱に基づき、入札を中止する場合がある。

- (10) (8) 又は (9) による場合のほか、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (11) (8), (9) 又は (10) に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書及びその他の書類を無効とする。
- (12) 水道局は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。
- (13) 入札に際して、契約規程の規定を遵守すること。

## 6 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書等に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が 2 通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書等を提出した入札
- (7) 岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱第 7 条第 3 項に規定する入札参加辞退届を入札書到着期限の 3 日前までに提出しない者がした入札
- (8) 指定封筒以外の封筒で入札書等を郵送した入札
- (9) 入札書等が到着期限までに到着していない入札
- (10) 指定封筒記載の工事名又は差出人名と同封された入札書に記載された工事名又は入札者名が相違する入札
- (11) 指定封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札
- (12) 1 通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (13) 入札価格内訳書が入札書とともに指定封筒に同封されていない入札
- (14) 提出期限までに技術資料等の全部又は一部を提出しない者がした入札
- (15) 技術資料等を公告で指定する方法以外の方法で提出した者がした入札
- (16) 提出された技術資料等の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない入札
- (17) 提出された技術資料等に虚偽の記載をした者がした入札
- (18) 技術提案の内容が不適切で確実な施工が困難と認められる場合その他適正な評価ができない技術資料等を提出した者がした入札
- (19) 明らかに不正によると認められる入札
- (20) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札

## 7 総合評価点及び技術評価点の算定等に関する事項

総合評価点及び技術評価点は、落札者の決定を保留し、積算疑義申立要綱に基づき入札事務を続行した場合に、有効入札書を提出した入札者ごとに算定するものとする。ただし、低入札価格調査実施要綱第 7 条第 2 項に規定する予備調査で失格した入札者から提出された有効入札書を除く。（以下同じ。）

### (1) 総合評価点の算定方法

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 100,000,000$$

※総合評価点は小数点第 4 位までとし、第 5 位以下を切り捨てるものとする。

### (2) 技術評価点の算定方法

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

※標準点は技術資料等を提出し、かつ、有効入札書を提出した入札参加者に与えるものとし、100点とする。ただし、低入札価格調査実施要綱第 5 条に規定する調査基準価格（以下「低

入札価格調査基準価格」という。)未満の価格で入札書を提出した者については75点とする。  
※加算点の算出方法は別表「総合評価一般競争入札(簡易型)技術評価基準表(以下「技術評価基準表」という。)」のとおり

- (3) 上記(1)及び(2)の方法により総合評価点を算定した後に、有効入札書を総合評価点の高い順に並び替えて順位を付し、第1順位の入札書を提出した者を参加資格の確認を行う対象者(以下「確認対象者」という。)とする。
- (4) (3)により有効入札書に順位を付す場合において、総合評価点が同一の者が2人以上あるときは入札価格の低い順に順位を付し、入札価格も同一のときは次の方法により順位を決定するものとする。
- ① 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。
  - ② 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と①により付された番号が一致した者を第1順位の確認対象者とし、他の者は①により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。

## 8 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、下記に示す特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、9又は17(2)から(7)のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。

なお、申請書等は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。

- ① 特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号)
  - ② 配置予定技術者等調書(入札参加資格確認用)(様式第4号)
  - ③ 指名停止等措置状況調書(様式第5号)
  - ④ 技術者に関する誓約書(様式第6号)
  - ⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(最新のもの)(写し可)
  - ⑥ 建設業法施行規則第2条第1号に規定されている様式第1号別紙二(水道局との契約締結先となる営業所の最新の許可取得状況がわかるもの。)(写し可)
  - ⑦ (一財)日本建設情報総合センターの竣工時の登録内容確認書(竣工時工事カルテ受領書及び竣工登録工事カルテ受領書は認めない。)の写し及び同種工事施工実績が確認できる書類
- ※⑦は第1構成員のみ、②から⑥は構成員ごとに提出すること。

※低入札価格調査の対象となった場合は、上記申請書等に加えて、下記に示すア及びイの書類を提出すること。なお、提出したア及びイの書類は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

ア 当該価格により入札した理由(低入札価格調査実施要綱様式第1号の3)(以下「理由書」という。)

イ 入札価格詳細内訳書において、自ら施工する部分を除き、下請、資材購入等に係る見積りに基づく金額については、すべての当該見積書の写し

- (2) 申請書等提出方法

受付場所へ持参すること。

※受付は窓口受付のみとする。なお、窓口では申請書等の内容確認は一切行わない。

- (3) 申請書等受付期限

確認対象者となった日の3日後の午後5時15分まで(休日を除く。)

※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、提出はできる限り確認対象者となった日の2日後までに行うこと。なお、受付期限以降の申請書等の訂正及び差替え等は認めない。また、低入札価格調査の対象者が提出する書類の確認は、受付期限以降に行う。

(4) 申請書等受付場所

〒700-0914

岡山市北区鹿田町二丁目1番1号

岡山市水道局総務部管財課契約係（本局2階）

- (5) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。この場合において、確認対象者の入札が、9又は17(2)から(7)のいずれかに該当するときは、当該確認対象者を失格とする。
- (6) (5)により確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めるときは、第2順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (7) (6)により確認を行う場合は、(5)を準用する。(この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認められた日の3日後(休日を除く。)の午後5時15分までとする。)
- (8) 確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (10) (5)から(9)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

9 入札の失格に関する事項

上記8に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 管理者が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 持参以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 記名押印がない入札価格内訳書を提出した者
- (5) 入札書に記載された入札価格と異なる合計金額の入札価格内訳書又は入札価格詳細内訳書を提出した者
- (6) 入札価格内訳書の各項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等内容に不備がある入札価格内訳書を提出した者
- (7) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (8) 入札後落札者を決定するまでの間に、水道局の指名停止等を受けた者(当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。)
- (9) 入札価格詳細内訳書を提出期限までに提出しない者
- (10) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

10 積算疑義申立手続に関する事項

- (1) 入札参加者に限り、開札後に開示された積算疑義申立要綱第2条に規定する金入り設計書(以下「金入り設計書」という。)について積算疑義の申立てを行うことができる。
- (2) 積算疑義申立方法  
積算疑義申立てをする場合は、4(4)に記載された設計図書等質問提出先に積算疑義申立要綱に定める様式第1号(第7条関係):積算疑義申立書(入札・契約ホームページ→様式集:工

事関係に掲載。)を添付した電子メールで行うこと。また、メールの件名は「積算疑義申立書(三野浄水場浄水池ほか築造工事)」など、わかりやすい件名にすること。

※金入り設計書を確認後に積算疑義申立てを行うこと。

※積算疑義申立書は Microsoft Word2016 で読取りが可能なものにすること。

(3) 積算疑義申立受付期限

令和6年9月4日(水)午後4時まで

(4) 入札参加者は積算疑義の申立てを行うにあたり、開札後から(3)に定める期限までの間に金入り設計書の貸与申請をすることができる。

(5) (4)に規定する金入り設計書の貸与申請は、金入り設計書(CD-R)貸与申請書(様式第15号)を岡山市水道局総務部管財課契約係に提出することにより行わなければならない。なお、貸与したCD-Rは開札日から14日以内に岡山市水道局総務部管財課契約係に持参し返却すること。

(6) 次に掲げるものは積算疑義申立てとして取り扱わないものとし、金入り設計書の確認を行わないものとする。

① 入札参加者以外の者から提出されたもの

② 様式を使わないなど定められた方法以外の方法で提出されたもの

③ 積算疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの

④ 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの

⑤ 公表された設計図書等(工事数量総括表、図面及び仕様書並びにそれらに対する質問回答書)で確認できるもの

⑥ 積算疑義申立ての期間終了後に提出されたもの

⑦ 積算疑義申立てに係る電子メール又は添付ファイルがウイルスに感染しているもの

⑧ 積算疑義申立てに係る添付ファイルが開けないもの

⑨ 入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い、確認すべきもの

⑩ その他当該入札に直接関係のないもの

(7) 積算疑義申立て期間終了後は、次に定めるところにより、当該入札事務を続行し、又は中止するものとする。

① 積算疑義の申立てがなかった場合、積算疑義申立てとして取り扱わない場合又は積算内容を確認した結果、積算に誤りがなかった場合は、確認対象者の決定等の入札事務を続行する。

② 積算内容を確認した結果、積算に誤りがあった場合は、設計金額並びに低入札価格調査基準価格及び低入札価格調査実施要綱第7条第2項で規定する予備調査のための数値基準を修正し、確認対象者の決定等の入札事務を続行する。

③ 積算内容を確認した結果、当該工事の施工に当たり著しい支障が生じる場合は、入札を中止する。

(8) 積算疑義申立ての内容及び確認結果は、入札・契約ホームページに掲載する。

## 1.1 落札者の決定に関する事項

8(1)から(10)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者(以下「資格確認者」という。)を落札者として決定するものとする。ただし、当該入札において、低入札価格調査実施要綱に規定する低入札価格調査を実施する場合においては、資格確認者を低入札価格調査実施要綱第7条の2第1項に規定する最低価格入札者とみなし、落札者の決定については、低入札価格調査実施要綱に規定するところによるものとする。

## 1.2 低入札価格調査に関する事項

資格確認者が提出した入札価格が低入札価格調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査実施要綱

に基づく低入札価格調査を行う。この場合において、低入札価格調査実施要綱第7条第2項に規定する予備調査については、同条第2項第1号のみの予備調査を行い、同2号の予備調査は行わないものとする。

### 1.3 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

### 1.4 支払条件について

1(4)のとおり。ただし、前金払の額について、落札者の入札価格が低入札価格調査基準を下回った場合は、請負代金額の10分の2以内とする。

### 1.5 契約不適合責任期間について

公告に定めるとおり。ただし、落札者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合は、公告に定める期間の2倍の期間とする。

### 1.6 入札保証金及び契約保証に関する事項

#### (1) 入札保証金について

- ①見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の100分の5以上の額を納付すること。
- ②入札保証金に代わる担保として提供することができるものは、銀行又は管理者が确实と認める金融機関（以下「金融機関」という。）の保証とする。
- ③入札保証金を免除することができる者は、開札日の前日から過去3年の間に、水道局との間で締結した契約を履行しないこと、水道局から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者、又は入札保証保険契約を締結した者とする。
- ④入札保証金の納入は、岡山市水道局総務部管財課契約係において発行する納入通知書で納付し、開札日の前日（休日を除く。）の午後3時までに領収書を管財課へ提出すること。（金融機関の保証を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）の午後3時までに岡山市水道局総務部管財課契約係へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

#### (2) 契約保証金について

- ①請負代金額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、入札価格が低入札価格調査基準を下回った場合は、請負代金額の100分の30以上の額を納付すること。
- ②契約保証金に代わる担保として提供することができるものは、金融機関の保証、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証、又は公共工事履行保証証券による保証とする。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ③契約保証金の納入は、岡山市水道局総務部管財課契約係において発行する納入通知書で納付し、契約締結時に契約書等とともに領収書を岡山市水道局総務部管財課契約係へ提出すること。（契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合も、同様にその保証に係る書類を提出すること。）

## 1.7 その他

- (1) 低入札価格調査基準価格未満の価格で本入札を行い、確認対象者となった者が、本入札に係る契約の履行が完了するまでの間（当該確認対象者が落札者とならなかったときは、本入札の落札者が決定するまでの間）であっても、他の低入札価格調査対象工事を低入札価格調査基準価格未満の価格で落札できるものとする。
- (2) 対象工事に係る設計業務等の受託者は入札に参加できない。
- (3) 共同企業体の代表者が同じ法人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (4) 事業協同組合及び組合員については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。また、組合員が1者以上重複している事業協同組合は、同一の入札に参加できない。
- (5) 構成員は、同一の入札において、2以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- (6) 構成員は、単独で同一の入札に参加することができない。
- (7) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務がある構成員で、公告に定める開札日時において、社会保険等に未加入の構成員は入札に参加できない。
- (8) 配置予定技術者及び当該入札参加資格に必要なその他の有資格者は、公告に定める開札日時において、継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる者に限る。
- (9) 公告において専任で配置するよう定められている配置予定技術者は、公告に定める開札日時において、他の工事に配置していないこと。
- (10) 落札者は、配置予定技術者等調書（入札参加資格確認用）に記入した配置予定技術者をこの工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、当該配置予定技術者が病休、退職等の特別な場合に限り、同等の資格要件を満たす別の技術者に変更することができるものとする。
- (11) 現場代理人は、公告に定める開札日時において、直接的かつ恒常的な雇用が確認できる者に限る。また、公告に定める開札日時において、他の工事に配置していないこと。
- (12) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、一般競争入札の参加資格がないと認められた者及びその理由、入札者及び各入札者の入札金額、技術評価点、総合評価点について、局ホームページにおいて閲覧に供する。
- (13) ISO認証取得者とは、(公財)日本適合性認定協会（JAB）によって認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証（認証状）を取得しているもの、又は国際認定機関フォーラム（IAF）相互承認グループに加盟している認定機関から審査登録機関として認定された機関発行の有効期間内の登録証（認証状）を取得しているものを指す。
- (14) 契約の締結に当たり、落札者が提示した技術資料のうち当該工事の施工に関する提案内容については、設計図書の一部とし、契約締結後、受注者の責めに帰すべき事由により、設計図書の一部となった提案内容を満たす施工が行われていないと判断した場合は、岡山市水道局工事検査規程（令和14年市水道局管理規程第10号）第16条に規定する工事成績評定表の評定点を減ずる措置を講じるものとする。この場合において技術資料の内容と施工内容に著しい差異があるときは、契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約解除を行うことができるものとする。
- (15) 入札参加者から提出された技術提案については、その採否にかかわらず公表しないものとする。
- (16) 提出された技術提案について、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りでない。
- (17) 共同企業体の構成員としての施工実績（経験）は、構成員数が2社の場合は出資比率が30%以上、3社の場合は20%以上のものに限り、同種工事施工実績（経験）として認める。ただし、公告において、同種工事施工実績（経験）として請負代金額を求めている場合は、共同企業体の請負代金額に出資比率を乗じて得た金額を同種工事施工実績（経験）とする。
- (18) 開札後、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者の入札手続の

誤り等により、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし又は確認対象者の決定若しくは落札者の決定を取消す場合がある。

- (19) この入札におけるその他の契約条項については、局ホームページに掲載する。
- (20) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規程、岡山市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程、岡山市水道局建設工事郵便入札実施要綱、岡山市水道局建設工事一般競争入札実施規程、岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱及び岡山市水道事業等建設工事共同請負制度取扱規程に定めるところによる。
- (21) この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (22) この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(令和4年法律第51号)に定めるものとする。

〈問い合わせ先〉

〒700-0914

岡山市北区鹿田町二丁目1番1号

岡山市水道局総務部管財課契約係

TEL：086-234-5917（直通）

FAX：086-221-8473

総合評価一般競争入札(簡易型)技術評価基準表

【工事名:三野浄水場浄水池ほか築造工事】

評価項目		評価基準	配点	小計
施工計画	施工に関する課題に係る技術的所見(その1) (別途関連工事との調整について)	課題への対応が的確な施工計画になっており、有意な工夫がみられる。	1.5	/10.0
		課題への対応が的確な施工計画になっている。	0.5	
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0	
	施工に関する課題に係る技術的所見(その2) (近隣住民に対する環境維持対策について)	現地状況を踏まえ周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画しており、有意な工夫がみられる。	2.5	
		現地状況を踏まえ周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画している。	1.0	
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0	
	施工に関する課題に係る技術的所見(その3) (薬液注入工法による地下水の水質汚濁防止対策について)	現地状況を踏まえ薬液注入工法による地下水の水質汚濁防止対策を計画しており、有意な工夫がみられる。	2.5	
		現地状況を踏まえ薬液注入工法による地下水の水質汚濁防止対策を計画している。	1.0	
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0	
	品質管理に関する課題に係る技術的所見 (躯体コンクリートの品質確保について)	構造形式や施工条件を十分に踏まえた上で、品質の確認方法、管理方法が適切であり、有意な工夫がみられる。	3.5	
		構造形式や施工条件を十分に踏まえた上で、品質の確認方法、管理方法が適切である。	1.5	
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	0.0	
企業の施工実績	同種工事施工実績の規模(平成21年4月1日以降に元請で契約し、完成・引渡しが完了したものに限り。)	処理能力191,000m <sup>3</sup> /日以上の上水道事業の浄水場において、RC造の浄水施設の新設、増設又は改造工事を施工した実績がある。	2.0	/2.0
		処理能力127,000m <sup>3</sup> /日以上の上水道事業の浄水場において、RC造の浄水施設の新設、増設又は改造工事を施工した実績がある。	1.0	
		上記のいずれの実績もない。	0.0	
配置予定技術者の能力	同種工事施工経験(主任技術者、監理技術者、特例監理技術者として工期の2分の1以上従事した経験に限る。)の規模(平成21年4月1日以降に元請で契約し、完成・引渡しが完了した工事の技術者に限り。)	処理能力95,000m <sup>3</sup> /日以上の上水道事業の浄水場において、RC造の浄水施設の新設、増設又は改造工事を施工した実績がある。	2.0	/4.0
		処理能力63,000m <sup>3</sup> /日以上の上水道事業の浄水場において、RC造の浄水施設の新設、増設又は改造工事を施工した実績がある。	1.0	
		上記のいずれの実績もない。	0.0	
	過去1年間の継続教育(CPD(S))の学習実績の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	満40歳未満の技術者の配置の有無	有	1.0	
無		0.0		

評価項目		評価基準	配点	小計
企業の体制等	ISO9000シリーズ認証取得の有無	有	1.0	/5.0
		無	0.0	
	ISO14000シリーズ認証取得の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	建設業労働災害防止協会加入の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術職員の育成及び確保」への該当の有無	有	1.0	
		無	0.0	
	建設キャリアアップシステムへの登録の有無	有	1.0	
		無	0.0	

注1) 評価項目中「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」における施工実績(施工経験)(以下「施工実績(施工経験)」という。)は、(一財)日本建設情報総合センターの竣工時の登録内容確認書(竣工時工事カルテ受領書及び竣工登録工事カルテ受領書は認めない。)の写しで確認する。なお、前述の登録内容確認書の写しで下記①又は②のいずれか一つでも確認できない場合は、登録内容確認書の写しに加えて、竣工が確認できる図面の写し等施工実績(施工経験)が確認できる書類を添付すること。

①浄水場の処理能力に関する記載があること。

②浄水施設の構造に関する記載があること。

※提出書類に必要事項が明記されていなかったり、不備により施工実績(施工経験)が確認できない場合は評価しない。

※設計図、変更図又は出来形図は、提出があっても評価しない。

注2) 施工実績(施工経験)の「上水道事業」とは、水道用水供給事業は含むが、専用水道は含まない。

注3) 施工実績(施工経験)の「浄水施設」とは、浄水池、薬品沈でん池、急速ろ過池、オゾン接触池、活性炭吸着池のうち、いずれかの施設であること。

注4) 配置予定技術者の能力の各評価項目(以下、「各項目」という。)の得点が全て同じ者が複数いる場合は、配置予定技術者調書を各技術者ごとに作成し提出することを可とする。ただし、確認の結果、各項目の得点に差がある場合は、各項目ごとに最も低い技術者の得点とする。

注5) ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズ認証取得に関しては、開札日時時点で有効なものに限る。

注6) 建設業労働災害防止協会加入の有無は、開札日を基準として評価する。

注7) 経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術職員の育成及び確保」への該当の有無は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が開札日において最新のものにより評価する。

注8) 建設キャリアアップシステムへの登録の有無は開札日を基準として評価する。

注9) 共同企業体を結成して入札に参加する場合における技術評価点は、評価項目中「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」については第1構成員を対象に、「企業の体制等」については各構成員の評価点を出資比率に応じて按分することにより、それぞれ算定するものとする。

# お知らせ

## ★技術資料の受付期限について★

入札説明書4に定める期限までに、岡山大町郵便局必着とします。岡山大町郵便局に郵便物を持ち込んだ日ではありません。郵便物は余裕を持って発送してください。

## ○令和5年4月1日以降の公告から実施

### 【総合評価一般競争入札に係る制度の見直し】

総合評価一般競争入札において、特別簡易型のうち許容価格1億円以上1億5千万円未満の工事については育成型として設定するとともに、特別簡易型・簡易型の技術評価基準における評価項目の追加や評価基準等の見直しを行いました。

また、低入札価格調査基準価格未満の額で応札した場合、通常100点である標準点を75点とします。

## ○令和4年4月1日以降の公告から実施

### 【低入札価格調査基準価格の計算式の一部変更】

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×68%(旧:55%)

※小数点以下切捨て

ただし、上記の計算式で得た額が、税抜き設計金額の75%未満の場合は、税抜き設計金額に75%を乗じて得た額、税抜き設計金額の92%以上の場合は、税抜き設計金額に92%を乗じて得た額とします。(いずれも小数点以下切捨て)

### 【低入札価格調査の予備調査における数値基準】

- 1 直接工事費 発注設計図書における直接工事費の額に92%を乗じて得た額
- 2 共通仮設費 発注設計図書における共通仮設費の額に85%を乗じて得た額
- 3 現場管理費 発注設計図書における現場管理費の額に85%を乗じて得た額
- 4 一般管理費等 発注設計図書における一般管理費の額に63%(旧:50%)を乗じて得た額

※小数点以下の数値については、1から4いずれも端数処理を行いません。

## 特定建設工事共同企業体の名称について

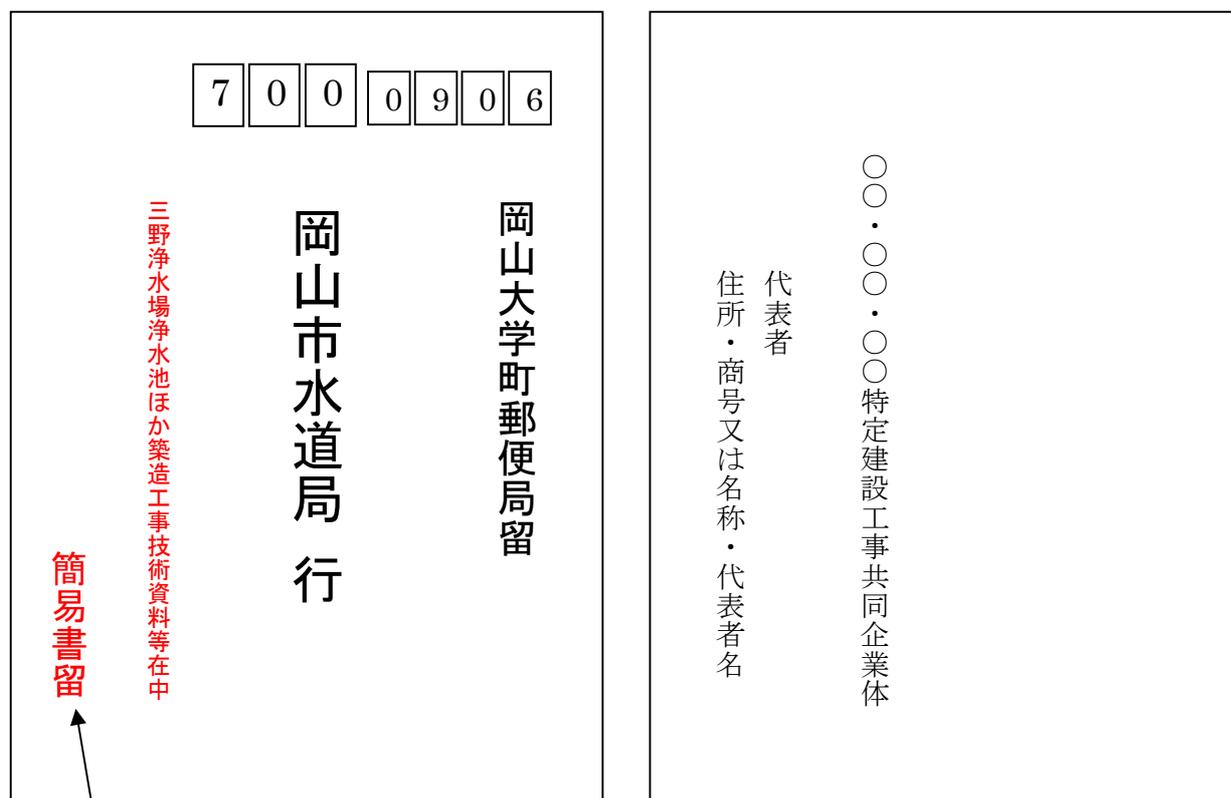
- 1 特定建設工事共同企業体の名称は、各企業の資格審査と密接に関連があるため、正式商号を①代表者（第1構成員）②第2構成員③第3構成員の順で付けてください。  
（〈例〉のとおり）
- 2 各企業名の間は「・」を使用してください。
- 3 各種書類の特定建設工事共同企業体の名称欄は、上記1及び2により特定建設工事共同企業体協定書において定められた名称を記入してください。
- 4 申請から工事完成までの間に各企業の商号・名称に変更があったときは必ず共同企業体の名称も変更してください。

〈例〉

代表者名 (第1構成員)	第2構成員名	第3構成員名	
			
株式会社〇〇〇〇・株式会社〇〇〇〇・株式会社〇〇〇〇特定建設工事共同企業体			

## 技術資料等郵送についての注意事項

### 封筒記載例



※朱書

(表面)

(裏面)

- ・一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。
- ・表面に「三野浄水場浄水池ほか築造工事技術資料等在中」、裏面に差出人名を記載すること。
- ・対象工事に係る工事数量総括表に記載されたすべての項目について金額を記入した入札価格詳細内訳書を同封すること。入札価格詳細内訳書の1頁目の余白に商号又は名称を記入すること。

## 入札書等郵送についての注意事項

指定封筒記載例

(表)

岡山大学町郵便局留	
岡山市水道局	
行	
入札書在中	
簡易書留	
開札日	令和6年 9月 2日
工事名	三野浄水場浄水池ほか築造工事
工事場所	岡山市北区三野一丁目2番1号
7 0 0 0 9 0 6	

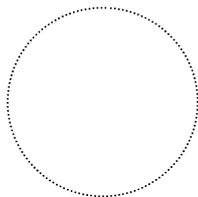
※朱書

(裏)

差出人	所在地	住所
	会社名	〇〇・〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体 代表者 商号又は名称・代表者名

- ・管財課契約係において交付された入札書郵送用指定封筒（工事専用封筒：青色）を用いること。
- ・入札価格内訳書（様式第2号）を同封すること。
- ・一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。
- ・工事名及び工事場所、差出人名を記載すること。（入札書の記載と同一とすること。）
- ・複数の入札書を同封しないこと。

様式第1号



入札金額は訂正しないこと。  
訂正が必要になった時は、改めて入札書を作成すること

# 入札（見積）書

金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

工事名 三野浄水場浄水池ほか築造工事

場所 岡山市北区三野一丁目2番1号

岡山市水道局契約規程及び関係書類（設計書，仕様書及び図面）並びに現場等熟知承諾のうえ上記のとおり提出します。

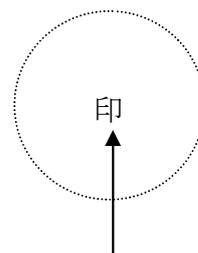
令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

特定建設工事共同企業体

第1構成員，第2構成員及び第3構成員の所在地，商号又は名称，代表者名は全て記入すること。  
代表者名には代表者職氏名を記入すること。

- 第1構成員 所在地 商号又は名称 代表者名 (代表者)
- 第2構成員 所在地 商号又は名称 代表者名
- 第3構成員 所在地 商号又は名称 代表者名

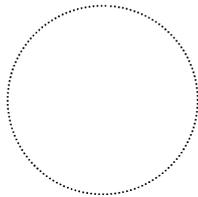


第1構成員の使用印鑑（市に届け出ているもの）を押印すること。

任意の3桁の数字を記入すること。（くじの方法は入札説明書7(4)を参照のこと。）

くじ用数字		

様式第1号



# 入札（見積）書

金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

工事名 三野浄水場浄水池ほか築造工事

場 所 岡山市北区三野一丁目2番1号

岡山市水道局契約規程及び関係書類（設計書，仕様書及び図面）並びに現場等熟知承諾のうえ上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

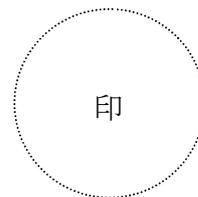
岡山市水道事業管理者 様

特定建設工事共同企業体

第1構成員 所在地  
(代表者) 商号又は名称  
代表者名

第2構成員 所在地  
商号又は名称  
代表者名

第3構成員 所在地  
商号又は名称  
代表者名



くじ用数字		

入札価格内訳書

起工番号： 施設基幹-06-002  
 工事名： 三野浄水場浄水池ほか築造工事

入札者		特定建設工事共同企業体
代表者	住所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

区分	工種・種別	数量	単位	金額	備考
直接工事費	浄水池築造工 RC造(有効容量13,000m3) 合棟	1	式		
	送配水ポンプ棟建築工 RC造(延床面積1,182.45m2)	1	式		
	紫外線処理棟建築工 RC造(延床面積63.09m2)	1	式		
	導水管布設工(第2取水) タタイル管 フランジ形 φ500	2.2	m		
	導水管布設工(第4取水) タタイル管 フランジ形 φ700	2.2	m		
	流入管布設工(第5取水) タタイル管 フランジ形 φ1500	25	m		
	流入管布設工(工水) タタイル管 フランジ形 φ800	17.4	m		
	連絡管布設工(UV室～塩素混和池) 鋼管(SP) フランジ形 φ700	4.4	m		
	連絡管布設工(塩素混和池～浄水池) タタイル管 フランジ形 φ1500	42.1	m		
	連絡管布設工(浄水池～送配水ポンプ室) 鋼管(SP) フランジ形 φ1500	9.3	m		
	送水管布設工(半田山) 鋼管(SP) フランジ形 φ1000	16.1	m		
	配水管布設工(直送) 鋼管(SP) フランジ形 φ1200	15.9	m		
	配水管布設工(矢坂山) 鋼管(SP) フランジ形 φ1200	14.6	m		
	天日乾燥床築造工 1期工事 RC造(700m2)	1	式		
	送泥管布設工(天日) 1期工事 タタイル管 GX形 φ150～φ100	75.7	m		
	排水管布設工(天日) 1期工事 VU φ300～φ200	131.8	m		
	仮設構内給水管布設工 φ75～φ50	1	式		
	場内整備工 1期工事 擁壁L=40.7mほか	1	式		
	構内排水管布設工 (1・3号緩ろ側) 鉄筋コンクリート台付管 φ300	17.9	m		
	緩速ろ過池排水管布設工 VP φ75	121.6	m		
	緩速ろ過池排水ポンプ電気設備設置工	1	式		
	緩速ろ過池排水ポンプ機械設備設置工 排水ポンプ φ50×0.25m3/min×9m	2	基		
	構内排水管布設工 (浄水池側) 鉄筋コンクリート台付管 φ600～φ300	180	m		
	既設撤去工	1	式		
	バタフライ弁設置工 流入管(第5取水) φ1500	2	箇所		
	バタフライ弁設置工 流入管(工水) φ800	2	箇所		
	バタフライ弁設置工 連絡管(塩素混和池～浄水池) φ1500	4	箇所		
	仕切弁設置工 排水管(浄水池、塩素混和池) φ200	2	箇所		
	仕切弁設置工 送泥管(天日)1期工事 φ150	2	箇所		
	仕切弁設置工 排水管(天日)1期工事 φ300	2	箇所		
	空気弁設置工 直送 φ150	1	箇所		
	空気弁設置工 半田山、矢坂山 φ100	2	箇所		
	交通管理工	1	式		
	計				①
共通仮設費		1	式		②
現場管理費		1	式		③
一般管理費等	一般管理費等	1	式		
	一般管理費積上額(スクラップ費・有価処分費)	1	式		
	計	1	式		④
工事価格(入札価格)	(①+②+③+④)	1	式		

注1：この内訳書は、岡山市情報公開条例により開示の対象となります。  
 注2：入札者の商号又は名称は正確に記入(入力)してください。  
 注3：直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の合計及び工種・種別の計を検算してください。  
 記入漏れ、計算間違いがあった場合は、事後審査(参加資格確認)で失格になります。  
 注4：金額欄には、小数を含む数値を記入(入力)しないでください。

様式第3号

特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者  
水道局長 栗原 諭 様

特定建設工事共同企業体

代表者 所在地  
(第1構成員) 商号又は名称  
代表者名 印

第2構成員 所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

第3構成員 所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

令和6年7月10日付けで公告のあった、三野浄水場浄水池ほか築造工事  
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、代表者及び構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。



令和 年 月 日

### 指名停止等措置状況調書

(商号又は名称 )

岡山市以外の公共機関から指名停止, 指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
--------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公共機関名	
措置期間	
措置理由	
その他	

(注) この調書は、今回発注工事の一般競争入札参加資格確認申請時に提出するとともに、その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは、速やかに必要事項を記載して届け出てください。

## 技術者に関する誓約書

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名

工 事 名	三野浄水場浄水池ほか築造工事
-------	----------------

上記工事を落札、契約した場合は、当該工事の入札説明書2（10）に基づき、配置予定技術者調書（技術資料用）及び配置予定技術者等調書（入札参加資格確認用）に記載した技術者を当該工事の専任の監理技術者として配置することを誓約します。

技術資料提出書（共同企業体用）

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

特定建設工事共同企業体

代 表 者 所 在 地  
 (第 1 構 成 員) 商 号 又 は 名 称  
 代 表 者 名 印

第 2 構 成 員 所 在 地  
 商 号 又 は 名 称  
 代 表 者 名 印

第 3 構 成 員 所 在 地  
 商 号 又 は 名 称  
 代 表 者 名 印

令和 6 年 7 月 1 0 日 付 け で 公 告 の あ っ た , 三 野 浄 水 場 浄 水 池 ほ か 築 造 工 事 の 総 合 評 価 一 般 競 争 入 札 に つ い て , 次 の と お り 技 術 資 料 を 提 出 し ま す 。

な お , 技 術 資 料 及 び 添 付 書 類 の 内 容 は , 事 実 と 相 違 不 い こ と を 誓 約 し ま す 。

1 提 出 す る 技 術 資 料 (添 付 資 料 を 含 む 。

提出の有無	技 術 資 料 名
	施工実績調書（技術資料用）（様式第 8 号）及び添付書類
	配置予定技術者調書（技術資料用）（様式第 9 号）及び添付書類
	企業の体制に関する調書（様式第 1 0 号）及び添付書類
	施工に関する課題に係る技術的所見（その 1）（様式第 1 1 号）
	施工に関する課題に係る技術的所見（その 2）（様式第 1 2 号）
	施工に関する課題に係る技術的所見（その 3）（様式第 1 3 号）
	品質管理に関する課題に係る技術的所見（様式第 1 4 号）

2 そ の 他

提出の有無	提 出 書 類 名
	特定建設工事共同企業体協定書
	委任状
	1 頁目の余白に商号又は名称を記名した入札価格詳細内訳書 ※入札説明書 4 ( 6 ) ③, ④及び⑤に従うこと。なお, 入札価格詳細内訳書の様式は独自のものでも可とするが, 工事数量総括表に記載された項目の配置及び順序と同じにすること。

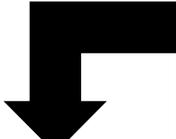
注) 「提出の有無」欄に○印を付けてください。

## 施 工 実 績 調 書 (技術資料用)

(商号又は名称 )

〔今回発注工事名：三野浄水場浄水池ほか築造工事〕

下記のア又はイのいずれか一方に○印を付けること。

	ア 入札説明書中の技術評価基準表で求める <b>同種工事施工実績がある。</b>
	イ 入札説明書中の技術評価基準表で求める <b>同種工事施工実績はない。</b>

**上記アに該当する場合のみ**、下欄に施工実績を記入すること。

工 事 名	
発 注 者	
受 注 者	出資比率：                      %
施 工 場 所	
請 負 代 金 額	円
工 期	年      月      日～      年      月      日
CORINS 登録の有 無	有 (CORINS 登録番号                      )・無
工 事 概 要	※工法・規模等同種工事であることが確認できる内容を記載してください。

<添付書類>

(一財)日本建設情報総合センターの竣工時の登録内容確認書(竣工時工事カルテ受領書及び竣工登録工事カルテ受領書は認めない。)の写し

※前述の登録内容確認書の写しで下記①又は②のいずれか一つでも確認できない場合は、登録内容確認書の写しに加えて、竣工が確認できる図面の写し等施工実績が確認できる書類を添付すること。

①浄水場の処理能力に関する記載があること。

②浄水施設の構造に関する記載があること。

※提出書類に必要事項が明記されていなかったり、不備により施工実績が確認できない場合は評価しない。

※設計図、変更図又は出来形図は、提出があっても評価しない。

注1) 入札説明書中の技術評価基準表で求める同種工事施工実績に該当する工事のうち規模が最大のものについて記載してください。

注2) 共同企業体での施工実績については、出資比率が確認できない場合は、施工実績と認めません。

注3) 共同企業体を結成して入札に参加する場合は、共同企業体の代表者(以下「第1構成員」という。)の施工実績についてのみ記載してください。

### 配置予定技術者調書（技術資料用）

（商号又は名称）

今回発注工事	三野浄水場浄水池ほか築造工事		
配置予定技術者氏名		継続教育（CPD（S）） の学習実績の有無	有 ・ 無
※営業所における専任技術者は当該工事の技術者として配置できません。			
取得している 法令による免許等			

※入札説明書中の技術評価基準表で求める同種工事施工経験について、下記のア又はイのいずれか一方に○印を付けること。

<input type="checkbox"/> ア 同種工事施工経験がある。	<input type="checkbox"/> イ 同種工事施工経験がない。
---	---



**上記アに該当する場合のみ**、下欄に施工経験を記入すること。

工 事 名			
発 注 者			
受 注 者		出資比率：	%
施 工 場 所			
請 負 代 金 額	円		
工 期	年 月 日 ~	年 月 日	
従 事 した 役 職	監理技術者 ・ 特例監理技術者 ・ 主任技術者		
工期の内、上記役職として従事した期間	年 月 日 ~	年 月 日	
CORINS 登 録	有（CORINS 登録番号） ・ 無		
工 事 概 要	※工法・規模等同種工事であることが確認できる内容を記載してください。		

【次頁の添付書類等の記載を確認して、書類を作成すること】

<添付書類>

- ①監理技術者資格者証及び講習修了証の写し
  - ②取得している技術・資格を証する書面の写し
  - ③3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用の証となる社会保険加入関係書類等の写し  
(75歳以上の方の場合、雇用証明書(原本)に加え、賃金台帳、後期高齢者医療被保険者証の写し等の上記を確認できる法定及び公的な書類等を添付してください。)
  - ④建設系CPD協議会加盟団体が発行する学習実績の証明書の写し
  - ⑤(一財)日本建設情報総合センター(CORINS)の竣工時の登録内容確認書(竣工時工事カルテ受領書及び竣工登録工事カルテ受領書は評価しない。)の写し(技術者の従事期間が明記されているものに限る。)。ただし、特段の事情により登録内容確認書が提出できない場合は、登録内容確認書に代えて同センター発行の竣工時の技術者実績確認書の写しの提出を認める。  
なお、前述の登録内容確認書の写し又は技術者実績確認書の写し(以下「登録内容確認書等の写し」という。)で下記ア又はイのいずれか一つでも確認できない場合は、登録内容確認書等の写しに加えて、竣工が確認できる図面の写し等施工経験が確認できる書類を添付すること。  
ア 浄水場の処理能力に関する記載があること。  
イ 浄水施設の構造に関する記載があること。  
※提出書類に必要事項が明記されていなかったり、不備により施工経験が確認できない場合は評価しない。  
※設計図、変更図又は出来形図は、提出があっても評価しない。
- 注1) 同種工事施工経験については、入札説明書中の技術評価基準表で求める同種工事施工経験に該当する工事のうち規模が最大のものについて記載してください。
- 注2) 同種工事施工経験における共同企業体での工事において、出資比率が確認できない場合は、施工経験として認めません。
- 注3) 共同企業体を結成して入札に参加する場合は、共同企業体の代表者の同種工事施工経験についてのみ記載してください。
- 注4) 配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することもできます。この場合は、それぞれの技術者ごとに調書を作成してください。

## 企業の体制に関する調書

(商号又は名称)

〔今回発注工事名：三野浄水場浄水池ほか築造工事〕

項 目	区 分	添 付 書 類
今回発注工事の工種に関するISO9000シリーズ又は14000シリーズ認証取得の有無	9000シリーズ（有・無）	開札日において有効な登録証(認証状)の写し
	14000シリーズ（有・無）	
建設業労働災害防止協会加入の有無	有 ・ 無	開札日から3か月以内に発行された建設業労働災害防止協会加入証明書(別紙1)(写し可)
経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術職員の育成及び確保」への該当の有無	有 ・ 無	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(最新のもの)(写し可)
建設キャリアアップシステムへの登録の有無	有 ・ 無	事業者登録完了のはがき又は電子メールの写し等

注1) 「区分」欄の該当する項目に○印を付け、必要事項を記載するとともに、「添付資料」欄に記載した資料を必ず添付してください。

注2) 共同企業体を結成して入札に参加する場合は、すべての構成員について作成してください。

注3) 添付資料により確認できないものについては、加点の対象とはなりません。

(別紙1)

## 建設業労働災害防止協会加入証明書交付願

令和 年 月 日

様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者名

印

当社は、岡山市水道局発注の一般競争入札に必要なため、建設業労働災害防止協会に加入していることを証明願います。

---

## 建設業労働災害防止協会加入証明書

令和 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明者 住所

氏名

印

## 施工に関する課題に係る技術的所見（その 1）

（共同企業体名 \_\_\_\_\_）

〔今回発注工事名：三野浄水場浄水池ほか築造工事〕

施工に関する課題	別途関連工事との調整について
----------	----------------

課題の設定理由	本工事は、建築電気設備工事、建築機械設備工事、プラント設備工事、場内配管布設工事等の関連工事の発注を控えており、本工事期間中に他工事との輻輳が想定される。そこで、本工事を計画的に進めるため、工程・ヤード内の利用等の各種調整を図る方法に関する技術的所見（施工計画）を求めるものである。
---------	---

(施工計画)

注1) 提案数は2つ以内とし、簡素かつ具体的に記載すること。最大提案数を超える提案がなされた場合は、その最大提案数を超える提案については評価しない。ただし、受注した場合は原則全ての提案を実施すること。

注2) 設計図書に示す標準設計の内容を基本として、目的を達成するための配慮を具体的に記載すること。

注3) 下線を付す等により提案内容のポイントを明確に示すこと。

注4) 提案がない場合は、「提案なし。」と記載して提出すること。

注5) 提案内容が以下に該当する場合は、評価対象としないので注意すること。

- ・履行の確実性、実効性に疑義がある内容。
- ・曖昧な表現を用いた内容。（「必要に応じ・・・」、「状況に応じ・・・」、「できる限り・・・」、「・・・するように努める。」などの表現を用いた内容。）
- ・実施することにより工事費を圧迫し、工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案内容。
- ・別途発注工事及び周辺地域への悪影響が懸念される内容。
- ・一般的であることが明らかな内容。（設計図書、法令等に基づき、当然行わなければならない内容。ただし、目的を達成するための配慮が適切に記載されている場合は除く。）
- ・関係法令、基準等に違反する内容。
- ・発注者として新たに他機関又は他事業との協議又は調整が必要な内容。

注6) 記入用紙はA4サイズ2枚以内（図表可）とし、表面に記入すること。2枚目の様式は任意とするが、左上部に「様式第11号」と表記し、ページ番号を付すなどして連続性が分かるようにすること。なお、裏面や3枚目以降の記載部分は評価しないものとする。

## 施工に関する課題に係る技術的所見（その2）

（共同企業体名）

〔今回発注工事名：三野浄水場浄水池ほか築造工事〕

施工に関する課題	近隣住民に対する環境維持対策について
----------	--------------------

課題の設定理由	本工事場所である三野浄水場は、西側が住宅地に面しており、工事期間中の環境維持対策が重要な課題である。そこで、騒音・振動の対策に関する技術的所見（施工計画）を求めるものである。
---------	---

(施工計画)	
--------	--

（注意事項は、次頁参照）

- 注1) 提案数は2つ以内とし、簡素かつ具体的に記載すること。最大提案数を超える提案がなされた場合は、その最大提案数を超える提案については評価しない。ただし、受注した場合は原則全ての提案を実施すること。
- 注2) 設計図書に示す標準設計の内容を基本として、目的を達成するための配慮を具体的に記載すること。
- 注3) 下線を付す等により提案内容のポイントを明確に示すこと。
- 注4) 提案がない場合は、「提案なし。」と記載して提出すること。
- 注5) 提案内容が以下に該当する場合は、評価対象としないので注意すること。
- ・履行の確実性、実効性に疑義がある内容。
  - ・曖昧な表現を用いた内容。（「必要に応じ・・・」、「状況に応じ・・・」、「できる限り・・・」、「・・・するように努める。」などの表現を用いた内容。）
  - ・実施することにより工事費を圧迫し、工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案内容。
  - ・別途発注工事及び周辺地域への悪影響が懸念される内容。
  - ・一般的であることが明らかな内容。（設計図書、法令等に基づき、当然行わなければならない内容。ただし、目的を達成するための配慮が適切に記載されている場合は除く。）
  - ・関係法令、基準等に違反する内容。
  - ・発注者として新たに他機関又は他事業との協議又は調整が必要な内容。
- 注6) 記入用紙はA4サイズ2枚以内（図表可）とし、表面に記入すること。2枚目の様式は任意とするが、左上部に「様式第12号」と表記し、ページ番号を付すなどして連続性が分かるようにすること。なお、裏面や3枚目以降の記載部分は評価しないものとする。
- 注7) 2つ提案する場合、少なくとも1つは薬液注入工事の際の低減対策に関する内容を記入すること。

## 施工に関する課題に係る技術的所見（その3）

（共同企業体名）

〔今回発注工事名：三野浄水場浄水池ほか築造工事〕

施工に関する課題	薬液注入工法による地下水の水質汚濁防止対策について
----------	---------------------------

課題の設定理由	本工事場所である三野浄水場には、地下水を水源とする取水施設があるため、工事中の地下水への影響が重要な課題である。そこで、地下水の水質監視における管理方法に関する技術的所見（施工計画）を求めるものである。
---------	---

(施工計画)	
--------	--

（注意事項は、次頁参照）

注1) 提案数は2つ以内とし、簡素かつ具体的に記載すること。最大提案数を超える提案がなされた場合は、その最大提案数を超える提案については評価しない。ただし、受注した場合は原則全ての提案を実施すること。

注2) 設計図書に示す標準設計の内容を基本として、目的を達成するための配慮を具体的に記載すること。

注3) 下線を付す等により提案内容のポイントを明確に示すこと。

注4) 提案がない場合は、「提案なし。」と記載して提出すること。

注5) 提案内容が以下に該当する場合は、評価対象としないので注意すること。

- ・履行の確実性、実効性に疑義がある内容。
- ・曖昧な表現を用いた内容。（「必要に応じ・・・」、「状況に応じ・・・」、「できる限り・・・」、「・・・するように努める。」などの表現を用いた内容。）
- ・実施することにより工事費を圧迫し、工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案内容。
- ・別途発注工事及び周辺地域への悪影響が懸念される内容。
- ・一般的であることが明らかな内容。（設計図書、法令等に基づき、当然行わなければならない内容。ただし、目的を達成するための配慮が適切に記載されている場合は除く。）
- ・関係法令、基準等に違反する内容。
- ・発注者として新たに他機関又は他事業との協議又は調整が必要な内容。

注6) 記入用紙はA4サイズ2枚以内（図表可）とし、表面に記入すること。2枚目の様式は任意とするが、左上部に「様式第13号」と表記し、ページ番号を付すなどして連続性が分かるようにすること。なお、裏面や3枚目以降の記載部分は評価しないものとする。

## 品質管理に関する課題に係る技術的所見

(共同企業体名 )

[今回発注工事名：三野浄水場浄水池ほか築造工事]

品質管理の対象	躯体コンクリートの品質確保について
---------	-------------------

対象の設定理由	本施設は耐震性、耐久性を持ち、衛生的に安全で、かつ水密性を有する構造でなければならない。そのため、密実なコンクリートを打設することが重要となる。そこで、①躯体のひび割れ防止対策、②コンクリートの充填不良対策に関する技術的所見(施工計画)を求めるものである。
---------	--

(施工計画)

注1) 提案数は①と②に関してそれぞれ2つ以内とし、簡素かつ具体的に記載すること。最大提案数を超える提案がなされた場合は、その最大提案数を超える提案については評価しない。ただし、受注した場合は原則全ての提案を実施すること。

注2) 設計図書に示す標準設計の内容を基本として、目的を達成するための配慮を具体的に記載すること。

注3) 下線を付す等により提案内容のポイントを明確に示すこと。

注4) 提案がない場合は、「提案なし。」と記載して提出すること。

注5) 提案内容が以下に該当する場合は、評価対象としないので注意すること。

- ・履行の確実性、実効性に疑義がある内容。
- ・曖昧な表現を用いた内容。（「必要に応じ・・・」、「状況に応じ・・・」、「できる限り・・・」、「・・・するように努める。」などの表現を用いた内容。）
- ・実施することにより工事費を圧迫し、工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案内容。
- ・別途発注工事及び周辺地域への悪影響が懸念される内容。
- ・一般的であることが明らかな内容。（設計図書、法令等に基づき、当然行わなければならない内容。ただし、目的を達成するための配慮が適切に記載されている場合は除く。）
- ・関係法令、基準等に違反する内容。
- ・発注者として新たに他機関又は他事業との協議又は調整が必要な内容。

注6) 記入用紙は、①、②それぞれA4サイズ2枚以内（図表可）とし、表面に記入すること。各提案の1枚目を作成する場合は、この様式を使用することとし、2枚目の様式は任意とする。ただし、左上部に「様式第14号」と表記し、ページ番号を付すなどして連続性が分かるようにすること。なお、各提案の裏面や3枚目以降の記載部分は評価しないものとする。

# 特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 この共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 岡山市水道局発注に係る 施設基幹06-002 三野浄水場浄水池ほか築造工事  
(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 この共同企業体は、

特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を 市 区 町 番号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、企業体は、建設工事を請け負うことができなかつたときは、建設工事に係る請負契約が締結された日以後に解散できるものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

第1構成員 所在地  
商号又は名称

第2構成員 所在地  
商号又は名称

第3構成員 所在地  
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 企業体は、(第1構成員) を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金等を含む。)の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

第1構成員 ( ) %

第2構成員 ( ) %

第3構成員 ( ) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、建設工事完成後決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員を脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 企業体は、構成員のうちいずれかについて、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産手続開始の決定を受け、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 企業体が解散した後においても、建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

及び

は、

上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を4通作成し、各通に構成員が記名押印し、1通を発注者に提出し、残りを各自所持するものとする。

令和 年 月 日

第1構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

印

第2構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

印

第3構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

印

# 委任状

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

特定建設工事共同企業体

代表者 (第1構成員)	所在地 商号又は名称 代表者名	印
第2構成員	所在地 商号又は名称 代表者名	印
第3構成員	所在地 商号又は名称 代表者名	印

工事名 三野浄水場浄水池ほか築造工事

下記の者を代理人と定め、上記工事に関し次に掲げる行為の一切の権限を委任します。

受任者 (代表者)	所在地 商号又は名称 代表者名	印
--------------	-----------------------	---

- 1 見積入札に関する権限
- 2 契約締結に関する権限
- 3 請負代金及び保証金の請求、受領に関する権限
- 4 復代理人の選任について
- 5 その他契約手続きに関する一切の権限

# 委任状（開札の立合い）

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

特定建設工事共同企業体

代 表 者 所 在 地  
(第1構成員) 商号又は名称  
代 表 者 名 印

工事名 三野浄水場浄水池ほか築造工事

下記の者を復代理人と定め、上記工事に関し次に掲げる行為の一切の権限を委任します。

受 任 者 住 所  
(復代理人) 氏 名 印

1 入札の立合いに関する一切の権限

様式第 1 5 号

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

特定建設工事共同企業体

第 1 構成員  
(代表者)

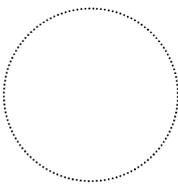
所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

## 金入り設計書（CD-R）貸与申請書

令和 6 年 7 月 1 0 日付けで公告のあった 三野浄水場浄水池ほか築造工事  
の入札に係る金入り設計書（CD-R）の貸与を申請します。

- ※この申請書の受付期間は、開札後から令和 6 年 9 月 4 日（水）午後 4 時までです。
- ※貸与は、金入り設計書を PDF 形式の電子ファイル（CD-R）での貸与となります。
- ※CD-R は持参する必要ありません。
- ※入札参加者以外には貸与できません。
- ※当該案件の開札日から 1 4 日以内に岡山市水道局総務部管財課契約係に持参し返却してください。
- ※貸与にあたり、入札説明書 1 0「積算疑義申立手続に関する事項」を参照してください。



## 工事の施工に伴う第三者損害に係る補償協定書

岡山市水道局(以下「発注者」という。)

(以下「受注者」という。)

とは、岡山市水道局工事請負契約約款第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害のうち、  
発注者と受注者との間で令和 年 月 日付けで締結した

に係る工事請負

契約に基づく工事に起因する損害であることが明確であるものについて、その補償並びに発注者及び受注者の補償費用の負担割合等の必要な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

### (補償の対象)

第1条 この協定に基づく補償の対象は、くい打ち、土留め、排水、土工事等の施工に伴い発生した地盤沈下、地下水の断絶、振動、濁水及び工事用車両の通行等に起因して生じた沿道家屋等第三者の施設その他の物件等(以下「施設」という。)に対する損害とする。

### (事前調査)

第2条 発注者は、当該工事の施工に伴い施設に損害等を生じるおそれがあると認めるときは、当該施設の事前調査を行うものとする。

### (損害発生時の調査及び応急措置等)

第3条 受注者は、工事施工中に第三者から施設の損害発生のおそれがあった場合において、当該損害が生活上支障となると認められるときは、直ちに必要な調査を行い、応急措置を講じなければならない。生活上緊急を要しないと認められる場合においても、調査を行い、その経過等を記録するものとする。

2 受注者は、前項の調査及び応急措置が完了したときは、被害調査報告書を発注者に提出するものとする。

3 応急措置に要する費用は、原則として受注者の負担とする。

### (事後調査)

第4条 発注者は、施設の所有者等から当該施設の損害に対する補償要求があったときは、原則として工事完成検査後、事後調査を行うものとする。

### (補償費用)

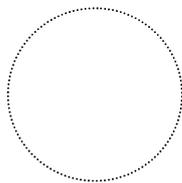
第5条 補償費用は、原則として損害が生じた施設を従前の状態と同程度に修復し、又は復元すること(以下「原状回復」という。)に要する費用とする。この場合において、原状回復は、施設の使用目的及び使用状況、損害の発生箇所及び発生状況並びに施設の経過年数等を総合的に判断して、技術的及び経済的に合理的かつ妥当な範囲で行うものとする。

### (補償の時期)

第6条 損害の補償は、事後調査完了後に行うものとする。ただし、工作物の倒壊等による人身事故のおそれがあるときなど、応急措置では対応できない損害に対して補償する場合はこの限りではない。

### (補償の方法)

第7条 損害の補償は、原則として金銭をもって行うものとする。ただし、この方法によることができないときは、復旧工事又は代替物をもって行うことができる。



(補償の期限)

第8条 この協定に基づく受注者負担の補償期限は、工事完成検査後3年間とする。ただし、その損害が、受注者の責に帰すべき事由によって生じたものであることが明らかでない場合は、この限りではない。

(補償費用の負担)

第9条 この協定に基づく補償に要する費用(以下「補償費」といい、第3条に基づく応急措置及び第4条に基づく事後調査に要する費用を含む。)の総額が、工事請負金額の1.0パーセントに相当する金額(以下「控除額」という。)以下のときは、受注者が補償費の総額を負担するものとする。

2 補償費の総額が控除額を超えるときは、受注者が控除額を負担し、その残額(補償費の総額から控除額を減じた額をいう。)については、発注者及び受注者が協議の上、負担割合を定めるものとする。ただし、その損害が受注者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、受注者が補償費の総額を負担する。

(協定の履行)

第10条 発注者及び受注者は、信義を重んじ誠実にこの協定の履行に努めなければならない。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号  
岡山市水道局  
岡山市水道事業管理者  
水道局長 栗原 諭

特定建設工事共同企業体

受注者 所在地  
(代表者) 商号又は名称  
代表者名

印

収 入  
印 紙

## 工事請負契約書（案）

発注者と受注者は、工事の施工について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項及び岡山市水道局工事請負契約約款（令和6年4月1日最新改正。以下「約款」という。）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者は、別添の特定建設工事共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

起工番号 施設基幹 06-002

- 1 工 事 名 三野浄水場浄水池ほか築造工事
- 2 工 事 場 所 岡山市北区三野一丁目2番1号
- 3 工 期 令和 年 月 日 から  
令和12年 3月29日 まで
- 4 請負代金額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(税率10%) 円)
- 5 契約保証金  
この契約に係る契約保証の種類は、下記のうち とする。  
契約保証 ①銀行等の金融機関の保証 ②前払金保証事業会社の保証  
の種類 ③公共工事履行保証証券による保証 ④履行保証保険による保証  
⑤契約保証金の納付
- 6 前払金の有無 有り
- 7 契約不適合責任期間 2年
- 8 中間前金払又は部分払の有無 有り  
この契約においては、下記のうち を選択する。  
①中間前金払  
②部分払（ただし4回以内）  
ただし、②とした場合は、約款第35条第3項から第7項までを削る。

## 9 特約事項

この契約においては、

- (1) ① 本契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び出来高予定額は、次のとおりとする。

	支払限度額	出来高予定額
令和6年度	円	円
令和7年度	円	円
令和8年度	円	円
令和9年度	円	円
令和10年度	円	円
令和11年度	円	円

ただし、前会計年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

- ② 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

- (2) ① 本契約の前払金及び中間前払金については、約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、約款第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- ② 9(2)①の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、9(2)①の規定により準用される約款第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度末までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

- ③ 9(2)①の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで保証期限を延長するものとする。この場合においては、約款第36条第3項の規定を準用する。

- (3) ① 本契約で部分払を選択した場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合は、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- ② 9(3)①の場合において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額について

は、約款第38条第6項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10

- － (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)
- － {請負代金相当額 (当該会計年度の出来高超過額を除く。) - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(4) 本契約で中間前金払を選択した場合においては、約款第35条第6項の規定にかかわらず、中間前金払とともに、各年度の出来高予定額 (最終年度に係るものを除く。)に係る当該年度末の出来高に対して部分払をすることができるものとする。この場合において、年度末出来高払を行うか否かについては、発注者と受注者とが協議のうえ、決定し、部分払金の額については、次の式により算定するものとする。なお、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10

- － 前会計年度までの支払金額
- － {請負代金相当額 (当該会計年度の出来高超過額を除く。) - 前会計年度までの出来高予定額} × (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

(5) 約款第42条に定める契約不適合責任は、特定建設工事共同企業体が解散した後においても、協定書に記載の各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

#### 10 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号  
岡山市水道局  
岡山市水道事業管理者  
水道局長 栗原 諭 (印)

特定建設工事共同企業体

受注者 所在地  
(代表者) 商号又は名称  
氏 名 (印)

## 【令和6年度用】

# 岡山市水道局特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書提出要項

岡山市水道局が発注する特定調達契約に係る入札に参加を希望する方は、次により特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

### 1 次の各号のいずれかに該当する者はこの申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 岡山市税（当該市税に係る徴収金を含む。）及び水道料金を完納していない者
- (3) 岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程第2条第1項第1号から第3号までの規定（暴力団関係者、暴力的不法行為、独占禁止法違反、談合、贈賄、反社会的行為等に関する規定）に該当する者
- (4) 岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程第2条第3項の規定（営業の承継に関する規定）に該当する者
- (5) 岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程第5条に規定する有資格者名簿（以下「一般名簿等」という。）に登載がある者

### 2 申請期間

**参加を希望する入札案件の入札公告に定める期日まで。**

（上記のうち、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。）  
また、申請時間は、各日 午前9時～正午及び午後1時～午後5時15分です。

### 3 申請方法

原則として郵送（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）

※申請受付期間中に届くように、**期限を厳守（必着）**してください。

※申請期間を過ぎて届いた場合は、受付できませんので、返却または破棄させていただきます。

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

### 4 申請場所・問合せ先

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1番1号（本局2階） 岡山市水道局総務部管財課  
〔担当〕 契約係 電話 (086) 234-5917 (直通) FAX (086) 221-8473

### 5 資格審査結果

提出された書類を岡山市水道局の審査基準に基づき審査し、資格を有すると認められた者は、特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されます。

なお、**岡山市水道局ホームページの特定調達名簿への掲載をもって名簿登載の通知といたします**ので、ご確認ください。

※岡山市水道局ホームページURL <https://www.water.okayama.okayama.jp/>

掲載場所：トップページ > 事業者の方へ > 入札・契約情報関係 >

お知らせ > 特定調達契約に係る有資格者名簿

### 6 参加資格有効期間

特定調達名簿に登載された日から**令和7年3月31日**まで

### 7 申請において使用する言語

申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

## 8 提出書類

NO	提出書類	対 象	適 用
1	特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書及び誓約書	原本 ・全業者	・指定様式「特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書及び誓約書」に必要事項を記入し、押印。
2	暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）	原本 ・全業者	・指定様式「暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）」に必要事項を記入、押印。
3	使用印鑑届 又は 委任状（兼使用印鑑届）	原本 ・全業者	申請内容に応じて、 <b>いずれか一方</b> を提出してください。 ・入札、契約の締結等を委任しない（本社で契約等すべて行う）場合 指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入、押印。 ・入札、契約の締結等を支店や営業所など代理人に委任する場合 指定様式「委任状（兼使用印鑑届）」に必要事項を記入、押印。
4	印鑑証明書	写し可 ・全業者	・申請月から3か月以内に取得（注）したもの ※法人の場合は法務局で取得してください。 ※個人業者の場合は代表者について、住民登録のある市町村で取得してください。 注）申請月から3か月とは申請月より前の3か月となります。（以下同じ） （例：5月に申請する場合、証明日が2月1日以降のものであれば可）
5	滞納無証明書 （岡山市税）	写し可 ・本社又は委任先が岡山市内にある場合	・申請月から3か月以内に取得したもの ・指定様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ※各区市税事務所、地域センター等で取得してください。
6	水道料金完納証明書 （岡山市水道料金）	写し可 ・本社又は委任先が岡山市内にある場合	・申請月から3か月以内に取得したもの ・指定様式「水道料金の証明願について」で証明を受けたもの ・岡山市内に事業所がない場合又は集合店舗等で証明が提出できない場合 「水道料金の証明に関する申立書（様式1）」を提出してください。 ※完納証明書について、岡山市水道局お客様センター（岡山市北区鹿田町二丁目1番1号1F）で取得してください。
7	商業登記事項証明書	写し可 ・法人	・申請月から3か月以内に取得したもの ※法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。 （「現在事項全部証明書」は不可。）
8	住民票	写し可 ・個人業者	・申請月から3か月以内に取得したもの ※代表者について、住民登録のある市町村で取得してください。 ※マイナンバーの記載は必要ありません。
9	身分証明書	写し可 ・個人業者	・申請月から3か月以内に取得したもの ※代表者について、本籍地の市町村で取得してください。
10	登記されていないことの証明書	写し可 ・個人業者	・申請月から3か月以内に取得したもの ・後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことを証明したもの。 ※代表者について、法務局で取得してください。
11	債権者登録申請書	原本 ・全業者	・指定様式「債権者登録申請書」に必要事項を記入、署名または押印

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

## 9 注意事項

- 申請書は楷書で明瞭に記載してください。
- 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている場合及び書類の不備、不足等がある場合は、申請は受理されません。
- 日本国内に営業所を有しない者は、提出書類のNO. 4からNO. 9を省略することができます。
- 滞納無証明書「NO.5岡山市税」及び水道料金完納証明書「NO.6岡山市水道料金」については、**完納が分かる書類が提出できない場合は申請できません。**
- 上記以外にも追加資料を求める場合があり、提出できないときは特定調達名簿に登載されない場合があります。
- 特定調達名簿に登載された場合においても当該入札の公告で定める参加資格がない者は入札参加できません。

- (7) 特定調達名簿に登載された場合は、特定調達契約以外の入札及び見積りには参加できません。
- (8) 申請書提出後、その申請事項に変更が生じた場合には、速やかに指定様式「岡山市水道局競争入札参加資格審査申請書変更届」及び添付資料を提出してください。

また、会社更生手続、民事再生手続等を申請した場合や指名停止事由に該当する事件、事故を起こした場合、行政処分等を受けた場合には、その旨を速やかに届け出てください。報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合には、指名停止期間が加算されることがあります。

## 10 その他

特定調達名簿に登載された場合は、「指定業者としての心得」を必ずご確認ください。なお、「指定業者としての心得」は、岡山市水道局ホームページに掲載されていますので必ずご確認ください。

岡山市水道局ホームページ：<https://www1.water.okayama.okayama.jp/keiyaku/pdf/osirase/aa2812016001.pdf>

また、制度改正及び発注情報等については岡山市水道局ホームページでご案内しておりますので、随時ご確認ください。

# 岡山市水道局特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書及び誓約書

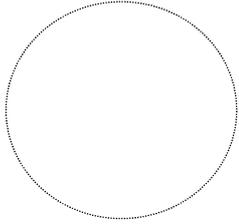
岡山市水道事業管理者 様

岡山市水道局が発注する特定調達契約に係る一般競争入札に参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した入札参加資格審査申請書を提出します。

また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、どのような処分を受けても異議を申しません。

- 1 入札、契約等について談合等不正行為をしないことはもちろん、関係法規を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行します。
- 2 業務に関し個人情報等を扱うときは、岡山市個人情報保護条例(平成12年市条例第34号)に基づき機密保持、事故防止等に努めます。

令和 年 月 日

申請者 (本社)	フリガナ	 (実印)
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地(※1) 〒 □□□—□□□□ 都 道 府 県	
	電話番号 FAX番号	
	消費税届 <input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者	

※1 法人は商業登記上の本店所在地、個人業者は店舗等の所在地

契約締結先 (該当する方に○を記入)	<input type="checkbox"/> 委任なし(本社契約)
	<input type="checkbox"/> 委任あり(本社以外で契約)

この申請の担当者	氏名	連絡先電話番号
----------	----	---------

参加希望入札	件名
	開札予定日時

(管財課契約係処理欄)	受付	書類確認	入力	入力確認	受付印		
受付番号	相手方番号	(「相手方申請」により取得)					
	名簿登載日						
	備考	一般名簿 有 無					
	印鑑届(委任状)	印鑑証明	岡山市税	水道料金	登記等	債権者登録	その他

## 暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）

私は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、岡山市水道局が行う公共事業その他の局の事務事業により暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、入札参加資格の取り消しや契約解除等、岡山市水道局が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認のために岡山市水道局が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

### 記

- 次に掲げる者が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び暴力団員を次に掲げる者として新たに選任しないこと。
  - 法人である場合 代表者及び役員
  - 個人事業主である場合 代表者
- 1の各号に該当する者が暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 使用人として、暴力団員を雇用していないこと及び新たに雇用しないこと。
- 暴力団及び暴力団員が実質的に経営に参加していないこと。
- 1から4までのすべてを満たす者を下請負人とする。

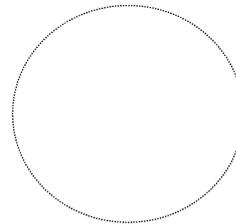
令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名



(実印)

# 使用印鑑届

令和 年 月 日

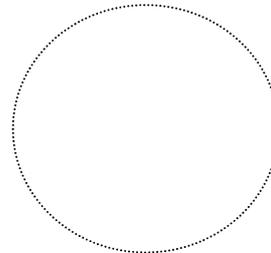
岡山市水道事業管理者 様

〒□□□—□□□□

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

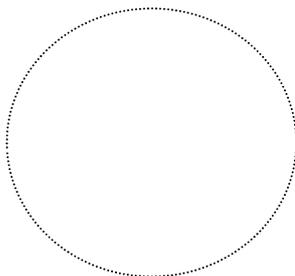


実印

下記の印鑑を入札、見積りへの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用します。

記

- 【該当部門】  建設工事  コンサル  役務  物品（原材料）  食料品  
 特定調達名簿  小修繕業者名簿



使用印 ※

※ 使用印は代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

# 委任状(兼使用印鑑届)

令和 年 月 日

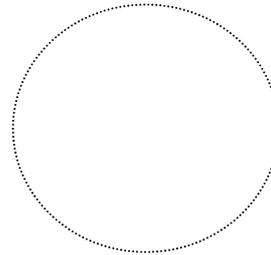
岡山市水道事業管理者 様

〒□□□—□□□□

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名



実印

岡山市水道局との契約等に係る権限を、次回変更届が受付されるまで、次のとおり委任します。

また、下記の受任者印を入札、見積りへの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用します。

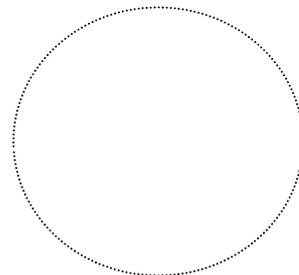
記

【該当部門】  建設工事  コンサル  役務  物品(原材料)  食料品

特定調達名簿  小修繕業者名簿

〒□□□—□□□□

- 1 委任先所在地 \_\_\_\_\_
- 2 委任先名称 \_\_\_\_\_
- 3 受任者職氏名 \_\_\_\_\_
- 4 委任先電話番号 ( ) \_\_\_\_\_
- 5 委任先FAX番号 ( ) \_\_\_\_\_



受任者印 ※

6 委任事項

(使用印)

	建設工事 コンサル 役務 特定調達	物品 食料品 小修繕	
1	○	○	入札(見積)に参加する権限
2	○	○	入札(見積)に参加に係る復代理人を選任する権限
3	○	○	契約を締結する権限
4	○	○	代金の請求及び受領の権限
5	○	○	契約保証人となる権限
6	○		共同企業体に関する一切の権限
7	○	○	その他契約締結及び履行に関する一切の権限

※ 使用印は代表者役職印又は個人印であること。(会社印は不可)

債権者番号			担当課所		担当者
経営管理課長	課長代理	課長補佐	会計係長	入力者	受付日

## 債権者登録申請書

岡山市水道事業管理者 様

新規・変更(社名・支店名・代表者名・住所・電話番号・振込口座・工事前金払口座)			
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <span>旧社名(</span> </div>			
社名 又は 団体名	フリガナ _____		
支店名	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;">_____</div> <div style="width: 35%; text-align: center; font-size: small;">代表者印または署名 ※個人の場合は個人印または署名</div> </div>		
肩書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">肩書</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">代表者</td> </tr> </table>	肩書	代表者
肩書	代表者		
住所	郵便番号 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> 電話(        )        - <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">             都道 府県         </div>		

岡山市水道局からの支払金は下記の口座に振り込みくださるよう依頼します。

申請者振込口座	通帳名義	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center; font-size: small;">銀行・金庫 組合・農協</td> <td style="width: 10%; text-align: center; font-size: small;">店 所</td> <td style="width: 10%; text-align: center; font-size: small;">普通 当座</td> <td style="width: 10%; text-align: center; font-size: small;">口座 番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">フリガナ(フリガナを必ずつけてください) _____</td> </tr> </table>	銀行・金庫 組合・農協	店 所	普通 当座	口座 番号	フリガナ(フリガナを必ずつけてください) _____			
銀行・金庫 組合・農協	店 所	普通 当座	口座 番号							
フリガナ(フリガナを必ずつけてください) _____										
工事前金払口座	通帳名義	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center; font-size: small;">銀行・金庫 組合・農協</td> <td style="width: 10%; text-align: center; font-size: small;">店 所</td> <td style="width: 10%; text-align: center; font-size: small;">普通 当座</td> <td style="width: 10%; text-align: center; font-size: small;">口座 番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">フリガナ(フリガナを必ずつけてください) _____</td> </tr> </table>	銀行・金庫 組合・農協	店 所	普通 当座	口座 番号	フリガナ(フリガナを必ずつけてください) _____			
銀行・金庫 組合・農協	店 所	普通 当座	口座 番号							
フリガナ(フリガナを必ずつけてください) _____										

### 記入上の注意

- (1) 「代表者印または署名」欄に、本人が氏名を署名(手書き)した場合は押印不要です。法人又は団体の場合は代表者名を代表者が自署するか、代表者印を押印してください。
- (2) 訂正する場合は以下のとおりとさせていただきます。修正液、捨印での訂正はできません。
  - ① 「代表者印または署名」欄に押印した場合は、二本線で消した上に同じ印判を押印してください。
  - ② 「代表者印または署名」欄に署名した場合は、二本線で消したそばに署名してください。
- (3) 「工事前金払口座」には、建設工事等の前払い金がある場合に、西日本建設業保証㈱への届け出口座を記入してください。
- (4) 申請書は原則として、各担当課へ提出してください。

所長	所長 代理	所長 補佐	係長	係員	担当者	証明番号 No.	証明年 令和	証明月 年	証明日 月 日
----	----------	----------	----	----	-----	-------------	-----------	----------	------------

下記のことについて証明してほしいか。

岡山市水道事業管理者 様

令和 年 月 日

水道番号

住 所  
氏 名

## 水道料金の証明願について

このたび、下記のことについて、証明書を必要としますので、令和 年 月分までの水道料金を完納していることを証明してください。

記

- 証明理由 入札参加資格審査申請のため
- 提出先 岡山市水道局  
(注) 水道番号欄には、水道料金の領収書等に記載されている水道番号を記入してください。

※水道使用者以外が窓口に来られる場合は、水道使用者本人が下記委任状への記入と押印(シャチハタ不可)をし、窓口に来られる方の身分証(運転免許証・健康保険証等)を添えて窓口に出してください。

委任状	
私は、「申請者（窓口に来られた方）」にこの申請書での請求及び受領を委任します。	
住所	氏名

様式1

## 水道料金の証明に関する申立書

岡山市水道事業管理者 様

令和 年 月 日

住 所  
氏 名

当社は、下記の理由により貴局へ水道料金証明書を提出できないことを申し立てます。

記

- (本店・支店・営業所)は、(ビル名) \_\_\_\_\_ 内に設置  
されているため、直接水道局と給水契約を結んでいない。
- その他 \_\_\_\_\_

※ 【理由】該当するものに○印及び必要事項を記入してください。

※ 【申立】委任先が岡山市内の場合は、委任者でも申立可

## 水道料金証明書

機 所 名
証 明 番 号
No.

使用場所  
使用者名

上記の者に係る、令和 年 月分までの水道料金については完納していることを証明します。

令和 年 月 日

岡山市水道事業管理者